

和光市 報道発表資料 令和 8 年 7 月 2 8 日

タ イ ト ル	システム事業者を被控訴人とする訴訟の判決による上告について 令和 8 年（ネ）第 5 0 4 号損害賠償等請求控訴事件（定期巡回サービス情報システム導入事業に係る損害賠償等請求控訴事件）
判決日	令和 8 年 7 月 9 日（木）
裁判所	東京高等裁判所
当事者	控訴人：和光市 被控訴人：ネクストシェアリング株式会社
事件の概要	ネクストシェアリング株式会社（当時、日本システムサイエンス株式会社）との間でシステム導入業務に関する業務委託契約を締結し、業務委託料として 1 5 6 6 万円を支払った本市が、同社は本契約に基づき成果物を納入しなかったにもかかわらず納入したかのように装って市に業務委託料を請求したなどと主張して、①本件契約の債務不履行に基づく損害賠償請求、②本件契約の解除に基づく原状回復請求、③不法行為に基づく損害賠償請求として、支払った業務委託料相当額である 1 5 6 6 万円及び遅延損害金の支払を求めて訴訟提起し、原審が市の請求をいずれも棄却したため、市が控訴した。
判決の主文	1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
判決に対する市の見解	市の主張が認められなかったため、上告を提起する。
問い合わせ先 担 当 課	課 名 長寿あんしん課 氏 名 課長 川口 暢 電 話 0 4 8 - 4 6 4 - 1 1 1 1（内線 2 1 4 5）